

地球温暖化対策に関する世界の潮流や国・都の現況について

1. 環境に関わる世界の動向

(1) 2030 アジェンダ及び持続可能な開発目標 (SDGs) (2015 (平成 27) 年 9 月)

1) 概要と 17 のゴール

2015 (平成 27) 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (2030 アジェンダ)」は、2015 (平成 27) 年までを対象期間とする「ミレニアム開発目標 (MDGs)」に代わる新たな持続可能な開発のための国際的な指針となるもので、2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までの、人間、地球及び繁栄のための国際社会共通の行動計画である。

2030 アジェンダは、包括的、遠大かつ人間中心 (people-centered) な一連の普遍的かつ変革的な目標とターゲットである「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」を中核としており、採択にあたっての宣言、実施手段とグローバル・パートナーシップ、フォローアップとレビューについて示したものである。また、これらの目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされ、誰一人取り残さない (leave no one behind) ことなどが宣言されている。

2030 アジェンダでは、持続可能な開発の 3 本柱とされる経済、社会、環境における課題を統合的に解決する考え方が強調されており、SDGs はその達成に向けた 17 のゴールとそれらに付随する 169 のターゲットから構成されている。



出典：国際連合広報センター HP

図 1.1 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールのロゴ

2) 日本における SDGs の実施方針

日本の現状を踏まえ、政府は、日本における SDGs の実施指針を 2016 (平成 28) 年 12 月に決定し、2030 アジェンダの前文に掲げられている 5 つの P (People (人間)、Planet (地球)、Prosperity (繁栄)、Peace (平和)、Partnership (パートナーシップ)) に対応する日本の 8 つの優先課題を掲げている。その中で、環境面においては、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境保全など、幅広く取組を推進することとしている。

表 1.1 日本の8つの優先課題

| | |
|-------------|---|
| People | 1 あらゆる人々の活躍の推進 2 健康・長寿の達成 |
| Prosperity | 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備 |
| Planet | 5 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 |
| Peace | 7 平和と安全・安心社会の実現 |
| Partnership | 8 SDGs 実施推進の体制と手段 |

出典：日本持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（外務省）より作成

(2) パリ協定（2017（平成 29）年 12 月採択、2018（平成 30）年 11 月発効）

1) 概要

1997（平成 9）年に合意された、先進各国に法的拘束力のある排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間（2013（平成 25）年～2020（令和 2）年）の終了を見据え、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、2015（平成 27）年にフランス・パリで行われた第 21 回締約国会議（COP 21）において、2020（令和 2）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。「パリ協定」は、55 か国かつ世界の温室効果ガス排出量の 55%以上の批准という二つの要件を満たし、2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本も同年 11 月 8 日に批准した。なお、パリ協定では、世界共通の長期目標が示されている。

2) 実施方針

2018（平成 30）年 12 月にポーランドで開催された COP24 にて、パリ協定の実実施指針が採択された。パリ協定の精神に則り、二分論によることなく、すべての国に共通に適用される実施指針が採択された。その中で、緩和（2020（令和 2）年以降の削減目標の情報や達成評価の算定方法）、透明性枠組み（各国の温室効果ガス排出量、削減目標の進捗・達成状況等の報告制度）、資金支援の見通しや実績に関する報告方法などについて規定された。市場メカニズム（二国間クレジット制度（JCM）等の取扱い等）については、根幹部分は透明性枠組みに盛り込まれ、詳細ルールは次回 COP における策定に向けて検討を継続することとなった。

表 1.2 世界共通の長期目標

| 世界共通の長期目標 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。 そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとる。 |

(3) 国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）（2019（令和元）年 12 月開催）

1) パリ協定 6 条(市場メカニズム)

本会合では、COP24 で合意に至らなかった市場メカニズムの実施指針の交渉が一つの焦点となった本議題の下では、技術的論点に加え、各国の利害が絡み合う政治的な側面もあり、すべての論点について完全に合意するには至らなかった。

2) ロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴う損失及び損害)

COP19 にて気候変動枠組条約の下に設置された、「ロス&ダメージに関するワルシャワ国際メカニズム（リスク管理に関する知見の共有等を促進するもの）」のレビューが実施された。一部の国から、緑の気候基金（GCF）に対し、ロス&ダメージへの支援を求める主張が見られところ、既存の枠組の中で検討を続けることになった。また、ロス&ダメージに対する活動を支援する専門家グループ及びロス&ダメージにおける技術支援を促進するためのサンティアゴネットワークを設置することで合意に至った。

3) その他の議論

条約下の長期目標の定期レビュー、気候資金、透明性枠組み（パリ協定の締約国による報告制度）の報告表、ジェンダーと気候変動、対応措置の実施の影響（気候変動対策の実施による社会経済的な影響）、適応、技術開発・移転、キャパシティ・ビルディング、農業、研究と組織的観測等の幅広い交渉議題について議論が行われた。

その結果、条約下の長期目標の次期定期レビューの範囲の決定、強化されたリマ作業計画・ジェンダー行動計画の策定、対応措置の影響に関するフォーラム等の 6 か年作業計画の策定等の成果があった。

(4) IPCC 1.5°C特別報告書の公表について（2018（平成30）年10月公開）

パリ協定が採択された2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において、1.5°Cの温暖化に関する科学的知見の不足が指摘されたことから、国連気候変動枠組条約がIPCCに対し、1.5°Cの気温上昇に着目して、2°Cの気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5°Cに抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を提供するよう招請したことを踏まえて作成されたものである。

2020年3月版

IPCC 1.5°C特別報告書

2018年10月8日公表

環境省

- IPCC（気候変動に関する政府間パネル）：1988年に設立された政府間組織。気候変動に関する最新の科学的知見を各種報告書としてとりまとめ、政策の科学的基礎を提供する（報告書自体は政策中立なものであることを原則とする）
- COP21において、UNFCCCからIPCCに対して「1.5°Cの地球温暖化による影響、および関連する温室効果ガスの排出経路について、2018年に特別報告書を作成すること」を招請。IPCC第48回総会（2018年10月1日-6日 韓国・仁川）において1.5°C特別報告書が承認・受諾された。

『1.5°Cの地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5°Cの地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス(GHG)排出経路に関するIPCC 特別報告書』

セクションA：1.5°Cの地球温暖化の理解

- 工業化以前の水準よりも約1.0°Cの地球温暖化をもたらしたと推定される。地球温暖化は、現在の進行速度で増加し続けると、2030年から2052年の間に1.5°Cに達する可能性が高い。（確信度が高い）（A1）

セクションB：予測される気候変動、潜在的な影響及び関連するリスク

- 気候モデルは、現在と1.5°Cの地球温暖化の間、及び1.5°Cと2°Cの【地球温暖化の間】には、地域的な気候特性に明確な違いがあると予測する。（B1）

【1.5°C上昇と2°C上昇の影響予測の違いの例】

- > 人間が居住するほとんどの地域における極端な高温の増加（確信度が高い）（B1）
- > 海水面の上昇（1.5°Cの場合、2°Cよりも上昇が約0.1m低く、リスクに曝される人口は最大1千万人異なる）（確信度が中程度）（B2.1）
- > 夏季における北極の海水の消滅（2°Cだと10年に1回、1.5°Cだと100年に1回程度）（B4.1）
- > サンゴ礁（2°C:ほぼ全滅（確信度が非常に高い）。1.5°C:70-90%死滅（確信度が高い））（B4.2）

セクションC：1.5°Cの地球温暖化に整合する排出経路とシステムの移行

- 将来の平均気温上昇が1.5°Cを大きく超えないような排出経路は、世界全体の人為起源のCO₂の正味排出量が、2030年までに、2010年水準から約45%減少し、2050年前後に正味ゼロに達する。（C1）
- エネルギー、土地、都市及びインフラ（運輸と建物含む）、並びに産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行（transitions）が必要となるであろう（確信度が高い）。（C2）

セクションD：持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における世界全体による対応の強化

- パリ協定に基づき各国が提出した目標による2030年の排出量では、地球温暖化を1.5°Cに抑えることはないであろう（確信度が高い）。（D1）
- 将来の大規模な二酸化炭素除去(CDR)の依存の回避は、2030年よりも十分に前、世界全体のCO₂排出量が減少し始めることによるのみ実現される（確信度が高い）。（D1）

図：観測された気温変化及び将来予測
出典：IPCC SR1.5I Fig.SPM1a

図：1.5°C経路における世界全体のCO₂排出量
出典：IPCC SR1.5I Fig.SPM3a

今後の予定：2021～2022年（第54回～57回総会）第6次評価報告書及び統合報告書の承認・受諾が議題

出典：環境省 IPCC 1.5°C特別報告書 HP

図 1.2 IPCC 1.5°C特別報告書

2. 国の動向

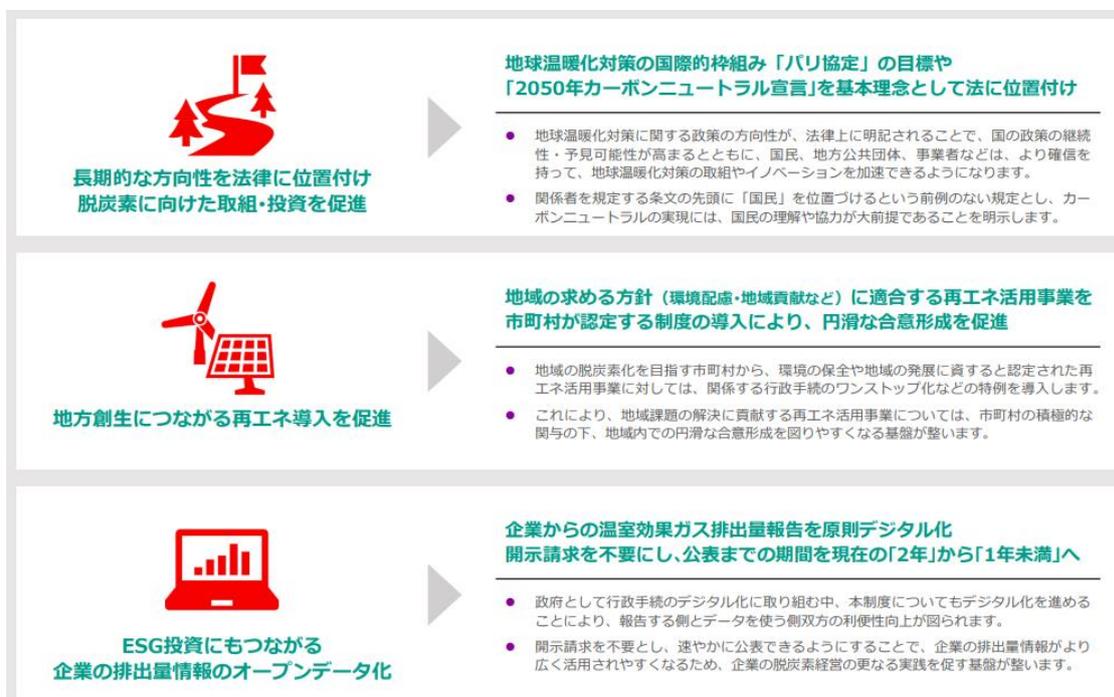
(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（2021（令和3）年3月閣議決定、5月成立）

我が国は、パリ協定に定める目標（世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続）等を踏まえ、2020（令和2）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、地域では、2050（令和32）年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加している。また、企業では、ESG金融の進展に伴い、気候変動に関する情報開示や目標設定など「脱炭素経営」に取り組む企業が増加し、サプライチェーンを通じて、地域の企業にも波及している。

こうした状況を受けて、2021（令和3）年3月、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、5月に法律が成立した。

2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等が示された。

- ① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
- ② 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設
- ③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等
- ④ その他）地球温暖化対策の定義の変更等の所要の規定の整備を行う。



出典：【概要】地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境省）
図 2.1 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案

(2) 2050年カーボンニュートラルの表明（2019（令和元）年12月表明）

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとされている。こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050（令和32）年二酸化炭素排出実質ゼロ（CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること）に取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

東京都・京都市・横浜市を始めとする389の自治体（40都道府県、228市、6特別区、96町、19村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明した（2021（令和3）年5月24日時点）。表明した自治体を合計すると人口は約1億1,037万人（※）となり、我が国の総人口の大部分が対象となっている。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算している。

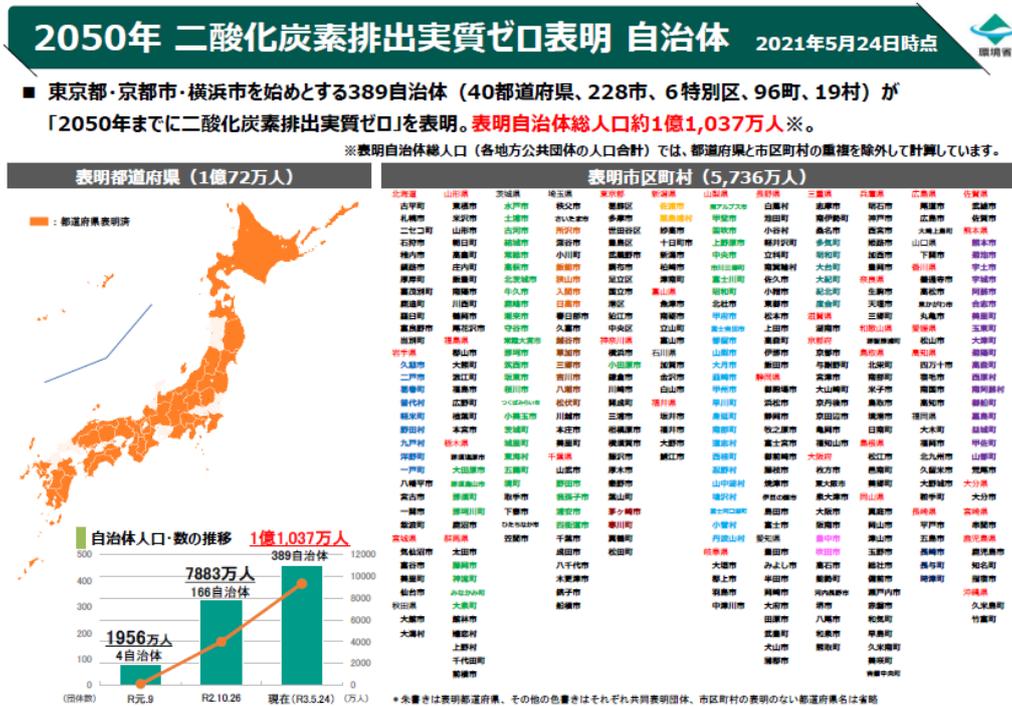


図 2.2 表明した地方公共団体の一覧（2021（令和3）年5月24日時点）

(3) 地域脱炭素ロードマップの決定（2021（令和3）年7月）

2020（令和2）年10月に、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが示された。また、2021（令和3）年4月には、2050年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、2030（令和12）年度に温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることが表明された。

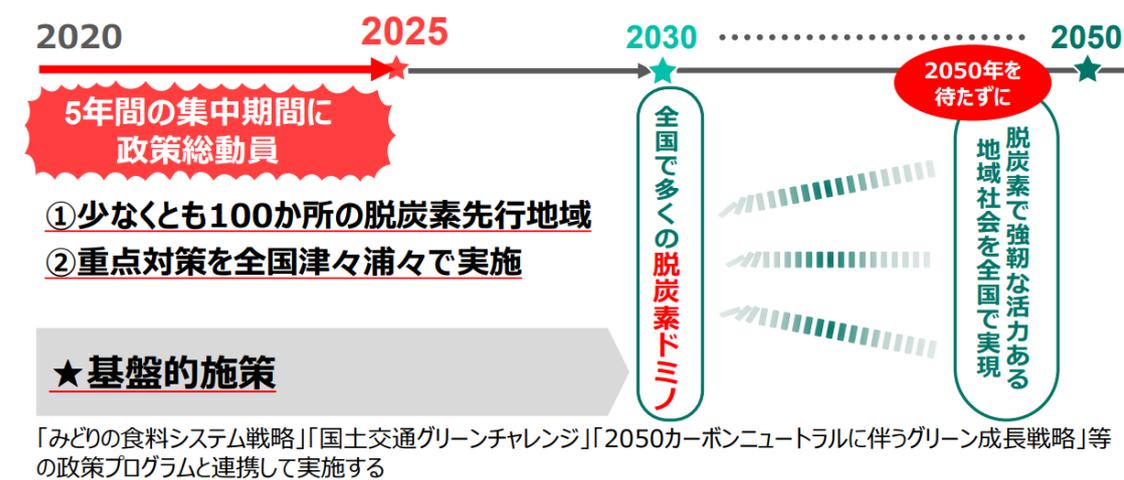
これらの脱炭素を指向する動きの下、本ロードマップは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030（令和12）年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すものである。

1) 地域脱炭素ロードマップの対策・政策の全体像

地域脱炭素ロードマップの対策・施策の方向性として、2030（令和12）年度目標及び2050（令和32）年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取組を加速することが示されている。

表 2.1 地域脱炭素ロードマップの対策・政策の全体像

| 全体像 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 取組 1) 2030年までに少なくとも脱炭素先行地域を100か所以上創出 取組 2) 脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行 3つの基盤的施策と個別分野別の対策・施策 |



出典：地域脱炭素ロードマップ【概要】～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～
（国・地方脱炭素実現会議、2021(令和3)年6月9日）

図 2.3 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

(4) 地球温暖化対策計画（案）（2021（令和3）年8月時点）

1) 地球温暖化対策の目指す方向

中期目標（2030（令和12）年度削減目標）の達成に向けた取組として、2050（令和32）年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくが示されている。また、中期目標の達成にとどまらず、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させていくことが示されている。

| | |
|---|--|
| はじめに <ul style="list-style-type: none"> ■ 国内外の最近の動き ■ 科学的知見 ■ 2020年までの目標・対策に関する国際的な対応と我が国の取組 ■ 2020年以降の国際枠組みの構築、自国が決定する貢献案の提出 ■ パリ協定の発効と実施方針に関する交渉等 | |
| 第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向 <ul style="list-style-type: none"> ■ 我が国の地球温暖化対策の目指す方向 <ol style="list-style-type: none"> ① 中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けて ② 長期的な目標を見据えた戦略的取組 ③ 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組 ■ 地球温暖化対策の基本的考え方 <ol style="list-style-type: none"> ① 環境・経済・社会の統合的向上 ② 新型コロナウイルス感染症からのグリーン復興 ③ パリ協定への対応 ④ 研究開発の強化と優れた低炭素技術の普及による世界の温室効果ガス削減への貢献 ⑤ 全ての主体の意識の改革、行動変容、連携の強化 ⑥ 評価・見直しプロセス（P D C A）の重視 | 第3章 目標達成のための対策・施策 <ul style="list-style-type: none"> ■ 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割 ■ 地球温暖化対策・施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー起源二酸化炭素 ・ 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス ・ 温室効果ガス吸収源対策・施策 ・ 分野横断的な施策 ・ 基盤的施策 ■ 公的機関における取組 ■ 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項 ■ 特に排出量の多い事業者に期待される事項 ■ 脱炭素型ライフスタイルへの転換 ■ 脱炭素型地方創生の推進（地域脱炭素ロードマップ） ■ 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際連携の確保、国際協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ パリ協定に関する対応 ・ 我が国の貢献による海外における削減 ・ 世界各国及び国際機関との協調的施策 |
| 第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> ■ 我が国の温室効果ガス削減目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年度に2013年度比で46%減、50%の高みに向けて挑戦を続ける ■ 計画期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 閣議決定の日から2030年度末まで | 別表（個々の対策に係る目標） <ul style="list-style-type: none"> ■ エネルギー起源CO₂ ■ 非エネルギー起源CO₂ ■ メタン・一酸化二窒素 ■ 代替フロン等4ガス ■ 温室効果ガス吸収源 ■ 横断的施策 |
| 第4章 進捗管理方法等 <ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化対策計画の進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討 ■ 国民・各主体の取組と技術開発の評価方法 ■ 推進体制の整備 | |

出典：中長期の気候変動対策検討小委員会（産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討WG合同会合）（第7回）（令和3年5月、環境省）

図 2.4 新たな地球温暖化対策計画の構成（案）

2) 目標達成のための対策・施策

部門別の対策・政策の中で、特に、家庭部門の取組では、2030（令和12）年度目標の達成に向け、排出量を2013（平成25）年度比で約66%削減する必要があり、住宅の省エネルギー性能の向上等を図るとともに、国民が地球温暖化問題を自らの問題として捉え、ライフスタイルを不断に見直し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策、エネルギー管理の徹底に努めることを促すことが示されている。

また、家庭で使用される機器の効率向上・普及やその運用の最適化を図ることにより家庭部門のエネルギー消費量の削減が図られることから、事業者においては、より一層の機器のエネルギー効率の向上を図るとともに、機器の利用に伴う二酸化炭素排出に関する国民への正確かつ適切な情報提供を推進することが示されている。

(5) 第6次エネルギー基本計画（素案）（2021（令和3）年8月時点）

1) 第6次エネルギー基本計画(素案)の全体像

第6次エネルギー基本計画では、2050（令和32）年カーボンニュートラル（2020（令和2）年10月表明）、2030（令和12）年の46%削減、更に50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標（2021（令和3）年4月表明）の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すことが重要テーマである。

同時に、気候変動問題に関する世界的な関心が高まる中、日本のエネルギー需給構造は、大きな変革の途上にある。安全の確保を大前提としつつ、安定的で安価なエネルギー供給の確保と、気候変動問題への対応を進めるという、これまでもエネルギー政策の大前提とされてきたS+3Eの大原則をこれまで以上に追求していくためにも、あらゆる政策を進めると示されている。

はじめに

- ～気候変動問題への対応～
- ～日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服～
- ～第六次エネルギー基本計画の構造と2050年目標と2030年目標の関係～

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後10年の歩み

- (1) 福島復興はエネルギー政策を進める上での原点
- (2) 今後の福島復興への取組

2. 第五次エネルギー基本計画策定時からの情勢の変化

- (1) 脱炭素化に向けた世界的潮流
- (2) 気候変動問題以外のエネルギーに関係する情勢変化

3. エネルギー政策の基本的視点(S+3E)の確認

- (1) あらゆる前提としての安全性の確保
- (2) エネルギーの安定供給の確保と強靱化
- (3) 気候変動や周辺環境との調和など環境適合性の確保
- (4) エネルギー全体の経済効率性の確保

4. 2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応

- (1) 2050年カーボンニュートラル時代のエネルギー需給構造
- (2) 複数シナリオの重要性
- (3) 電力部門に求められる取組
- (4) 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

- (1) 現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置づけ
- (2) 2030年に向けたエネルギー政策の基本的考え方
- (3) 需要サイドの徹底した省エネルギーと供給サイドの脱炭素化を踏まえた電化・水素化等による非化石エネルギーの導入拡大
- (4) 蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化
- (5) 再生可能エネルギーの主力電源への取組
- (6) 原子力政策の再構築
- (7) 火力発電の今後の在り方
- (8) 水素社会実現に向けた取組の抜本強化
- (9) エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進
- (10) 化石燃料の供給体制の今後の在り方
- (11) エネルギーシステム改革の更なる推進
- (12) 国際協調と国際競争
- (13) 2030年におけるエネルギー需給の見通し

6. 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた産業・競争・イノベーション政策と一体となった戦略的な技術開発・社会実装等の推進

7. 国民各層とのコミュニケーションの充実

- (1) エネルギーに関する国民各層の理解の増進
- (2) 政策立案プロセスの透明化と双方向的なコミュニケーションの充実

出典：エネルギー基本計画（素案②）の概要（経済産業省）

図 2.5 第6次エネルギー基本計画（素案）目次

2) 2030年におけるエネルギー需給の見通し

2030（令和12）年度の新たな削減目標を踏まえ、「徹底した省エネルギー」や「非化石エネルギーの拡大」を進めていくと示されている。その上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合のエネルギー需給の見通しを下記に示す。

2030（令和12）年における電源構成は、再生可能エネルギーが現行目標の22～24%から36～38%と大幅に拡大し、さらに水素や原子力などを加えた温室効果ガスを排出しない非化石電源で、電源構成の約6割を賄う方針が示されている。

| | | (2019年 ⇒ 現行目標) | 2030年ミックス (野心的な見通し) |
|--|-----------------|-----------------------|--|
| 省エネ | | (1,655万kl ⇒ 5,030万kl) | 約6,200万kl (省エネ前の最終消費：約35,000万kl) |
| 電源構成 発電電力量： 10,650億kWh ⇒ 約9,300~9,400 億kWh程度 | 再エネ | (18% ⇒ 22~24%) | 36~38% |
| | 水素・アンモニア | (0% ⇒ 0%) | 1% |
| | 原子力 | (6% ⇒ 20~22%) | 20~22% |
| | LNG | (37% ⇒ 27%) | 20% |
| | 石炭 | (32% ⇒ 26%) | 19% |
| | 石油等 | (7% ⇒ 3%) | 2% |
| (+ 非エネルギー起源ガス・吸収源 上記と同等の引上げ) | | | 46% |
| 温室効果ガス削減割合 | | (14% ⇒ 26%) | 更に50%の高みを目指す |

出典：エネルギー基本計画（素案②）の概要（令和3年8月、経済産業省）

図 2.6 2030年におけるエネルギー需給の見通し（案）

(6) 脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方についての検討

2020（令和2）年10月「2050年カーボンニュートラル」を宣言され、日本における最終エネルギー消費の約3割を占める民生部門（業務・家庭部門）の活動が展開される住宅・建築物においても、更なる省エネルギー化や脱炭素化に向けた取組の一層の充実・強化が不可欠となっている。

このため、中期的には2030（令和12）年、長期的には2050年（令和32）を見据えて、バックキャストिंगの考え方により、脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築物におけるハード・ソフト両面の取組と施策の立案の方向性について、検討されている。

2050（令和32）年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030（令和12）年に目指すべき住宅・建築物の姿としては、野心的な目標である46%削減目標の実現に向けて、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保されているとともに、新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入されていることを目指すと示されている。



出典:脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ（2021.8）（2021（令和2）年8月、国交省・経産省・環境省）

図 2.7 脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方に関するロードマップ

(2) ゼロエミッション都庁行動計画（2021（令和3）年3月策定）

2050（令和32）年CO₂排出実質ゼロに向けて、2030（令和12）年までの今後の10年間の行動が極めて重要である。2021（令和3）年1月、都は、都内温室効果ガス排出量を2030（令和12）年までに50%削減（2000（平成12）年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明した。

事業者として多大なエネルギー・資源を消費する都自身が、「隗より始めよ」の意識の下、自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を一層強化し、2030（令和12）年カーボンハーフの達成に向け、都民・事業者の取組を牽引していくことが不可欠である。

今回策定した「ゼロエミッション都庁行動計画」は、ゼロエミッション東京戦略を踏まえ、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年を対象に、従来の省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大に加えて、ZEVの導入推進、使い捨てプラスチックの削減、食品ロスの削減、フロン対策の推進を対象の項目とした。

計画期間 2020から2024年度（5か年）

対象項目

- 分野1 建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの利用拡大
- 分野2 ZEV（ゼロエミッションビークル）の導入推進
- 分野3 使い捨てプラスチックの削減
- 分野4 食品ロスの削減
- 分野5 フロン対策の推進

対象範囲 知事部局等（※1）及び公営企業局（※2）の事務事業活動

- ※1 知事部局、教育庁、警視庁、東京消防庁、議会局、各行政委員会事務局及び東京都職員共済組合。
- ※2 省エネ・再エネ分野については、これまで公営企業局は各々の経営責任に基づき、事業特性に応じて個別の管理を行っており、次期計画期間（2025年度から2029年度まで）から統合する予定としています。

出典：東京都環境局「ゼロエミッション都庁行動計画の策定」

図 3.2 ゼロエミッション都庁行動計画の概要

(3) 2030年の温室効果ガス排出量の50%削減の表明（2021（令和3）年1月表明）

2021（令和3）年1月27日、東京都知事はダボスアジェンダ会議にて、2030（令和12）年までに温室効果ガスを2000（平成12）年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくことを表明した。

CO₂を「ハーフ」にしていくため、今から都民・行政・企業等がともに「チェンジ」していく「TIME TO ACT for カーボンハーフスタイル」を呼び掛けていく。

表 3.1 表明内容

| 表明内容 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 2050(令和32)年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、2030(令和12)年までの10年間の行動が非常に重要である。・ この度、都は、2030(令和12)年までに温室効果ガスを2000(平成12)年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくことを表明した。・ 温室効果ガスの2030(令和12)年50%削減に向けて、今から都民・行政・企業等がともに行動を「チェンジ」していく「TIME TO ACT for カーボンハーフスタイル」を呼び掛けていく。 |